

(ポイント)

● 9月17日、日本政府は新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置の実施を発表しました。

● 9月20日(月)午前0時以降(日本時間)、ネパールから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間が6日間から短縮され、3日間の待機が求められることとなります。

日本政府による新たな水際対策措置

(日本入国後の検疫所長が指定する宿泊施設での3日間の待機について)

1 9月20日(月)午前0時以降(日本時間)、ネパールから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間が6日間から3日間に短縮されます。なお、9月19日(日)まで(日本時間)に日本に入国された場合には、現行どおり、検疫所長の指定する宿泊施設での6日間の待機が求められます。

2 これまでネパールから日本への入国者及び帰国者については検疫所長の指定する宿泊施設で6日間待機いただくこととなっていました。今後は①検疫所長の指定する宿泊施設で3日間待機いただき、②入国後3日目に検査を行い、検査結果が陰性であれば検疫所が確保する宿泊施設を退所し、③入国後14日となるまで自宅等にて待機を継続していただくこととなります(3日間を検疫所が確保する宿泊施設で待機した後、残り11日間を自宅等で待機していただくこととなります)。なお、到着日当日は待機期間としてカウントされず、到着日翌日が待機期間の起算日となります。

(例: 10月1日に日本に入国する場合→10月2日から10月4日の3日間が検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間となり、10月5日から14日までの11日間が自宅等での待機期間となります)

今回の待機期間変更に伴い、空港からの移動手段、自宅等での待機場所、空港での海外在留邦人向け新型コロナウイルスワクチン接種の予約を変更する必要がある方は、ご注意ください。

3 本措置の詳細については以下の外務省のホームページから確認可能となっております。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000593.html

4 日本入国後の検疫所長の指定する宿泊施設での6日間の待機を前提に「海外在留邦人向け新型コロナウイルスワクチン接種」事業の予約をされた方につきましては、本措置(指定宿泊施設での6日間から3日間の待機への短縮)を受け、以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1) 1回目のワクチン接種について

1回目のワクチン接種を「ターミナル接種会場」枠で予約された方については、接種予定日から7日以内でない場合は以下の予約サイトから予約の変更を行うことが出来ますので、以下の予約サイトから予約の変更手続きをしていただきますようお願い致します。接種予定日から7日以内の場合には予約サイトから予約の変更を行うことが出来ないため、以下のワクチン接種コールセンターまで電話連絡の上、予約の変更を行っていただきますようお願い致します。

(2) 2回目のワクチン接種について

2回目のワクチン接種予約日の変更を希望される方は、上述のとおり、接種予定日から7日以内でない場合は以下の予約サイトから予約の変更を行うことが出来ますので、以下の予約サイトから予約の変更手続きをしていただきますようお願い致します。

○海外在留邦人等向け新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト

https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action

○外務省ワクチン接種コールセンター

電話番号：(+81) 03-6633-3237 (有料)

スカイプでのお問い合わせ：mofa-vaccine-QAasiahs.com (無料)

5 日本入国に際しての提出書類や日本政府による水際対策にかかる措置につきましては以下の厚生労働省のホームページから、ネパール出国前に行うべきことについては以下の当館ホームページからそれぞれ確認可能ですので、日本への入国・帰国を検討されている方はご一読願います。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○在ネパール日本大使館ホームページ (日本にご帰国される方へ)

https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00451.html

6 当館がこれまでに発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは以下の当館のホームページから確認可能となっております。

https://www.np.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00022.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化について）

日本国内からの場合：0120-565-653

海外からの場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語に対応）

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。